

「従業員の健康管理を行うと、国から助成金がもらえる！」 って知っていましたか？

“小規模事業場産業医活動助成金”のご提案

「**ストレス社会**」と言われる現代では、**社業に従事する従業員の方たちの健康管理も会社経営の重要な案件**となっています。

“うつ”や“不眠症”、“メタボ対策”、“ストレス解消”の方法など**保健師に相談**することで、従業員の方たちへの**健康増進やモチベーション**を促し、**福利厚生**の充実は**採用の際のアピール**にもつながります。

助成金の要件と助成金支給額(1事業場あたり)

保健師コース

従業員が月に1度以上、保健師に健康相談を行う。

助成金支給額 **20万円**

直接健康相談環境整備コース

従業員が、会社を通さずに直接保健師に相談できる仕組みを整備する。

助成金支給額 **20万円**

助成金支給額

合計 **40万円**

対象となる会社

従業員が、1事業場あたり
常時50人未満の
労働保険番号を取得している
法人、及び個人事業主

さらに

事業場が複数ある場合、1事業場ごとに助成金

ある
飲食店の
場合

本店
(従業員7名)
助成金
40万円

店舗A
(従業員2名・
バイト10名)
助成金
40万円

店舗B
(従業員1名・
バイト5名)
助成金
40万円

店舗C
(従業員1名・
バイト3名)
助成金
40万円

このような多店舗展開の
飲食店などの場合は
4店舗全てに
助成金が40万円ずつ
支給されます。



ポイント1

助成金が1事業場ごとに40万円支給されるため、実質の負担は

ございません。 ※1年間の保健師の費用として、20万円がかかります。



ポイント2

支給された助成金の使用用途は自由です。 ※「雑収入」扱いになります。

アクセスホーム様では、このような助成金利用の手続き支援事業を行っております。

ご関心・ご興味のある方は是非ともご連絡を。**特別無料**にてご相談に応じさせていただきます。

【ご連絡先】 株式会社アクセスホーム **TEL : 028-639-2711**

〒321-0953 栃木県宇都宮市東宿郷 5-1-17

エレコミでは、皆様からのご意見・ご質問等をお待ちしております。**フリーダイヤル: 0120-496-365**